

かゆいところに手が届く!

いまさら聞けない行政用語

新教育委員会制度について

調査部研究員 福井 光

1.はじめに

約1年前に教育委員会制度が新しくなったことは皆さんご存じのことだと思います。

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)」が施行され、新しい教育委員会制度(以下「新制度」という。)がスタートしました。職員の中には、「どこが変わったの?」「変わってどうなるの?」と考えている方も多いのではないかと思います。

今回は、これらの疑問を解消すべく、教育委員会制度を概観しつつ、新制度の概要や新制度の効果及び留意すべき点について、簡潔に説明していきたいと思います。

2.教育委員会制度とは

教育委員会は、地方自治法第180条の5に基づき設置された、首長から独立した地位・権限を有する行政委員会です。行政委員会には、他にも選挙管理委員会や農業委員会等があります。

また、教育委員会制度の趣旨には、政治的中立性や継続性・安定性を確保すること、地域住民の意向を反映することが含まれています。

従来の教育委員会制度(以下「旧制度」という。)は、教育委員長が教育委員会の代表で、教育委員会から任命された教育長が具体的な事務執行の責任者等になっています(次ページの図表の旧制度)。

3.新制度の概要

旧制度には主に3点の課題がありました。まず、①教育委員長と教育長が併存しており、責任

者が分かりにくいくこと、次に、②非常勤である教育委員長が教育委員会の代表者で会議の主宰者となっていたために、緊急時に必ずしも迅速に対応できていないこと、そして、③選挙で選ばれた民意を代表する首長との連携が十分に取れないとということです。

これらを解決するために法改正が行われました。次の①~③は、旧制度の課題の①~③に対応します。①新制度は、教育委員長と教育長を一本化し、常勤の新教育長(任期3年)として教育委員会を代表するとともに、具体的な事務執行の責任者等になりました。②新教育長は、緊急時に自らの判断で教育委員会の会議を招集する等といった柔軟な対応ができるようになりました。③首長と教育委員会が教育行政について協議、調整する場である「総合教育会議」が設置され、首長が教育の目標や施策の根本的な方針となる「大綱」を策定することになりました。また、首長は、新教育長を直接任命します(新制度の概要是、次ページの図表の新制度)。

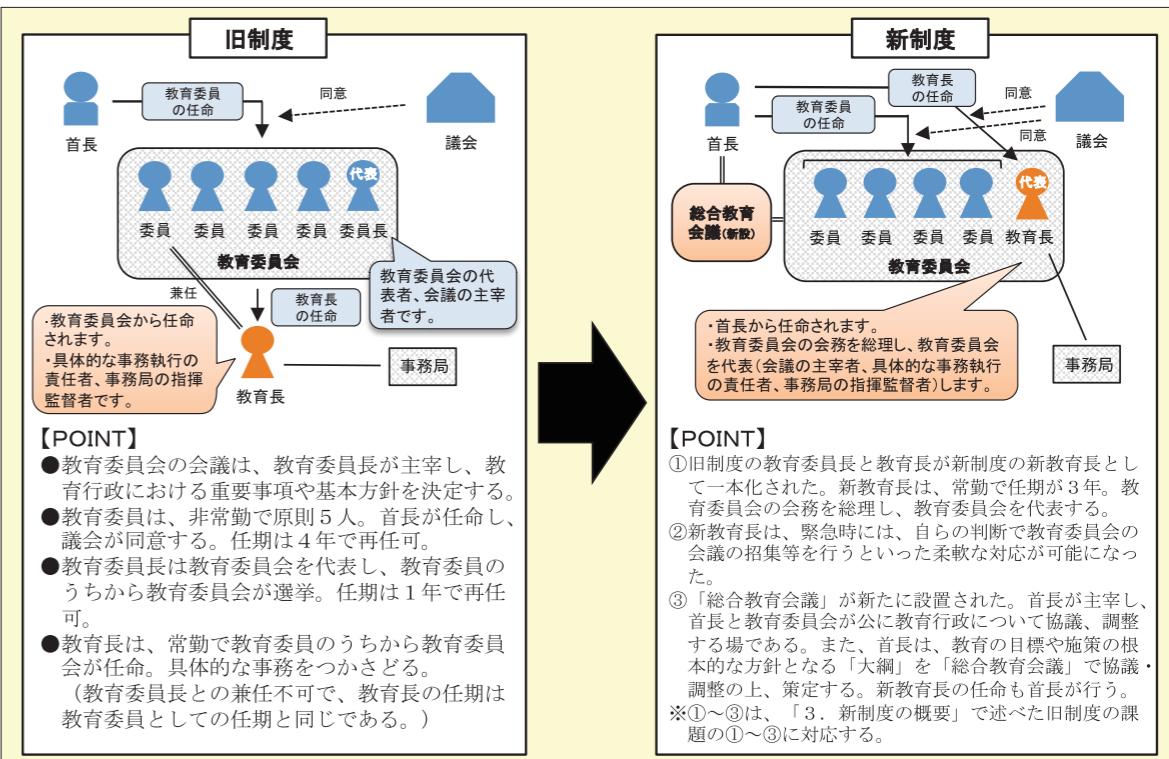
ちょっとブレイク

【新制度は、今が過渡期?】

法改正における経過措置として、旧制度で任命された教育長(任期4年)がその任期中に退任もしくは任期を満了しない限りは、施行日以降も旧制度に基づく教育長として在職することとされています。そのため、現在は、教育委員長と教育長が併存する旧制度の自治体と、新教育長に一本化された新制度の自治体が混在している状況です。

なお、今回の法改正では、教育委員会の位置付けや政治的中立性の確保といった、制度の趣旨

図表 旧制度・新制度のイメージ図



「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)」(文部科学省作成パンフレット)に基づき作成

に係る変更はありません。また、所掌事務も学校・社会教育に関する事務等の権限を有する点についても従来のとおりです。

一方、首長の教育行政に関しては、これまでの予算策定・執行等の権限のほかに、今回新たに「大綱」の策定が加わりました。

ただし、万が一「総合教育会議」の中で、教育委員会の所掌事務について調整がつかなかった場合や、さらに、その調整がつかなかった事項を首長が「大綱」に記載した場合でも、最終的な執行権限は教育委員会が持つことになります。

4.新制度の効果及び留意すべき点

新制度への移行に伴い、教育委員会は、代表者である新教育長のもとで、臨機応変な対応が可能になりました。

近年では、子どもの貧困問題のように教育分野だけでなく福祉等の他分野とも関わりながら、府内横断的に取り組まなければならない課題が数多くあります。新制度では、首長と教育委員会が今まで以上に連携して効果的な施策を開拓していくことで、課題解決に向けて取り組みやすくなつたと考えられます。

5.おわりに

新制度では、教育委員会の責任体制が明確になり、迅速な対応が可能な危機管理体制が構築され、首長と教育委員会との連携が強化されました。今後、教育委員会は、これまで以上に様々な課題に対応していく可能性があり、首長と連携する場面が多くなることが予想されます。

多様な課題に的確に対応し、教育行政の質を高めていくためには、政治的中立性等を確保する制度の趣旨や、首長と教育委員会との連携強化等を図った新制度の狙いを正しく理解し、事務を進めていくことが自治体職員として必要となります。